平成２６年（フ）第１９６０号
名古屋市千種区山添町１丁目33番地の７
破産者　長谷　行洋
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９号
愛知県みよし市三好丘４丁目１番地22
破産者　宮島　眞弓
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１１号
大津市今堅田２丁目22番30号、前住所京都市左京区下鴨夜光町25番地の５
破産者　藤堂　俊也
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
神戸市兵庫区下沢通１丁目４－６　ライオンズマンション湊川公園808号、従前の住所神戸市兵庫区羽坂通３丁目５－19－803、住民票上の住所神戸市兵庫区三川口町２丁目５番15号
破産者　橋本聖こと　橋本　　**聖**
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９５号
広島市西区高須台３丁目５番12－202号
破産者　香川　竜太（旧姓押方・久村）
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９１号
広島市安佐南区川内４丁目15番６－102号　コーポ杉原
破産者　板垣　正次
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
大分市牧２丁目１番38号　牧12矢野ビル702
破産者　武津　勝也
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目20番10－503号
破産者　田中　弘樹
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
東京都練馬区豊玉南３丁目６番２号　合同タクシー有限会社
破産者　東江　哲男
１　決定年月日　平成27年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１号
青森県八戸市大字田面木字長者森７番地19　名倉ハイツ１－１、前住所青森県八戸市高州２丁目23番22号　コーポサンライズＤ号室
破産者　四戸　正樹
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
仙台市青葉区北根１丁目３番１－1007号
破産者　安田　葉子（旧姓大内）
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
仙台市泉区南光台東１丁目50番８号
破産者　鈴木　正彦
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
仙台市太白区東中田１丁目６番10号　サクラハイツ101
破産者　沖崎　一也
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
秋田県大館市比内町八木橋字板戸11番地
破産者　佐々木　守
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２７号
山形市大字村木沢25番地
破産者　笹原　孝太
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０７５号
神奈川県藤沢市高倉600番地の１　ドーミー長後２
破産者　高橋　　敦
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８６号
長野県上伊那郡辰野町小野1033番地、住民票上の住所兵庫県西宮市青葉台１丁目６番４号、開始決定時の住所横浜市港北区篠原東２丁目17番26号
破産者　山口　　誠
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０１号
横浜市保土ケ谷区境木本町67番２－Ｂ408号
破産者　齋藤　明芳
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部